

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止に伴い平成30年3月31日に退職することとなる交通局に所属する職員に係る同日における第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「6月又は12月」とあるのは「平成30年3月」とする。
- 3 交通局に所属する再任用職員（企業管理規程で定める職員に限る。）が平成30年3月31日に退職をしたときは、第14条の2第1項の規定にかかわらず、当該退職について、第14条の規定を適用する。

附 則

この条例は、平成30年3月31日から施行する。

平成30年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止に伴い平成30年3月31日に退職することとなる交通局に所属する職員等に係る期末手当、勤勉手当及び退職手当の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（抄）

附 則

1 省 略

2 本市の高速鉄道事業、自動車運送事業及び中量軌道事業の廃止に伴い平成30年3月31日に退職することとなる交通局に所属する職員に係る同日における第12条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「6月又は12月」とあるのは「平成30年3月」とする。

3 交通局に所属する再任用職員（企業管理規程で定める職員に限る。）が平成30年3月31日に退職をしたときは、第14条の2第1項の規定にかかわらず、当該退職について、第14条の規定を適用する。